

マージン率の公開について

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）

2022年度（2022/04～2023/03）労働者派遣の実績及びマージン率等は以下のとおりです。

派遣労働者数	6人
派遣先の数	4事業所
労働者派遣料金 ※1日7.75hあたり平均	309,225円
派遣労働者賃金 ※1日7.75hあたり平均	219,712円
マージン率	29%
マージン率計算式	$(\text{労働者派遣料金} - \text{派遣労働者賃金}) / \text{労働者派遣料金} \times 100$

マージン内訳

派遣料金の中で一番多く占めるのが派遣労働者の給与で、マージン率には下記事項が含まれております。

- 社会保険料
健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険、労災保険料などの事業主負担分
- 有給休暇費用
年次有給休暇取得にかかる賃金
- 運営費用
営業スタッフの人件費及び活動費
- 営業利益
労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、運営費用を差し引いた利益

労使協定

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定について

- 労使協定の有無：有
- 対象範囲：当社従業員全員
- 労使協定の有効期限：2022年4月1日～2023年3月31日